

塗覆装鋼管の取扱い要領

水協発第215号

昭和49年6月10日

1. 管種別の区分

(1) 直管

管端接合部の構造に関係なく、有効長3,000mm以上を直管とする。

(2) 異形管

有効長3,000mm未満の管、水管橋及び付属物を取り付けた管は、管長に関係なく異形管とする。

2. 塗覆装及び塗装の取扱い区分

外観、厚さ等検査を必要とするものは、塗料の種類及び塗覆装又は塗装の範囲に関係なく、総て塗覆装として取扱う。ただし、水道用品検査手数料、Ⅸ防食加工類(1)防食加工Ⅰ(注)2.を適用する場合は、検査証明書に塗覆装又は塗装検査なしと明記する。

3. 管の呼称

(1) 規格寸法の管は、呼び径にAを付ける。

(2) 管の呼称は、原則として規格に規定された呼称による。ただし、各管の名称の頭に、鋼の字を付けても差し支えないものとする。

例えば、鋼直管・鋼曲管